

## 令和6年度教育課程編成における確認事項

- ◎ 小学校学習指導要領・中学校学習指導要領・幼稚園教育要領（平成29年告示）
- ◎ 令和6年度豊島区教育委員会の教育目標〔令和5年11月27日決定〕
- ◎ 「豊島区教育ビジョン2019」

に基づいた教育課程編成とする。

### (1) 各教科等及びカリキュラム・マネジメントの推進について

#### ① 外国語科・外国語活動（※R5と変更なし）

（小学校）

	第5,6学年 外国語科	第3,4学年 外国語活動	第2学年 英語活動（余剰時間）	第1学年 英語活動（余剰時間）
令和6年度 授業時間数 （ ）内：ALT配置時数	70時間（45）	35時間（25）	12時間（12）	8時間（8）

（中学校）

	第3学年 外国語科	第1,2学年 外国語科
令和6年度 授業時間数 （ ）内：ALT配置時数	140時間（12）	140時間（30）

#### ② スタートカリキュラム（小学校）

i) 保育園、幼稚園での子どもの経験、学びを生かした小学校第1学年の指導の工夫を行う。

「4月の1週間」「4月、5月、6月、7月の一学期中」「2学期、3学期の始め」等、中期・長期のスパンでの指導の見通しをスタートカリキュラムにまとめ、実践する。

ii) 1単位時間の分割、実態に合った時間の取り方、余剰時間の活用等弾力的な時間割を編成する。

- ・小学校の入学当初においては、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じて育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムを児童や学校、地域の実情を踏まえて編成する。
- ・生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の編成など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められる。

小学校学習指導要領 総則編

#### ③ 職場体験（中学校）

i) キャリア教育の全体計画の中で、生徒の職業観を広げる方針を設定すること。

ii) 半日を1単位として、「職業レポート」「職業講話」等の取組を3単位程度、各校において年間で計画すること。

iii) 校外学習や移動教室等の活動と関連付け、3単位程度の学習時間を確保するよう努めること。

#### ④ SDGs（令和6年度はSDGsフェスティバルを実施する予定）

i) SDGsの取組について教育課程に必ず位置付けること。その際は教科指導等との関連付けを

図る。(カリキュラム・マネジメントによる推進)

ii) 「SDGs」に関する学校の取組広く公開・発表する機会を必ず位置付けること。

⑤ 生命 (いのち) の安全教育

- i) 文部科学省から配布されている「生命 (いのち) の安全教育」の教材等を活用した授業を全学年で必ず実施すること。【3 豊教指第 323 号令和 3 年 5 月 14 日付 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命 (いのち) の安全教育」の教材等の周知について (通知) より】
- ii) 実施する時数は問わない。発達段階に応じて学級活動、体育・保健体育の保健分野、道徳の授業等との関連を図ること。
- iii) 日常的な人権指導を充実させ、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう自分や他者を尊重する態度等を身に付けさせること。

⑥ 交流及び共同学習

- i) 豊島区特別支援教育推進計画に基づき、交流及び共同学習の機会を積極的に設けること。
- ii) 交流及び共同学習の意義やねらいについて、教職員間で共通理解を図ること。
- iii) 特別な支援を要する児童生徒に関する「個別の教育支援計画 (学校生活支援シート)」、「個別指導計画」を確実に作成すること。目標の達成状況の見取りを必ず記入し、継続的な支援の参考となるよう留意すること。
- iv) 各計画は、次年度支援を継続する場合、必ず年度内に作成しておくこと。

(2) 時数について

① 1 単位時間について

小学校は **45 分間**、中学校は **50 分間** を 1 単位時間とする。

(モジュール不可 ※小学校入門期 (4 月～5 月末) は除く。スタートカリキュラムで予定を提出)

② 余剰時間について

- i) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等不測の事態に対応できるよう 20 時間程度は確保する。
- ii) 児童・生徒や地域の実態を十分に考慮し、児童・生徒の負担過重にならない時間を限度とする。

(3) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、社会と共有・連携した教育課程を作成する。

① 土曜授業の考え方について

- i) 年間を通じて広く保護者等に学校を公開する土曜日における授業日は、**年間 5～8 回+体育的行事 (運動会)、文化的行事 (学習発表会・展覧会・文化祭)** とする。
- ii) 土曜日における授業は、子供の活動と地域の活動がバランスよく計画をする。

【土曜日における授業の例】

- ・ 通常授業の公開
  - ・ オンラインによる授業
  - ・ 親子で参加できる「レクリエーション」
  - ・ 地域の方と連携した「防災訓練」
  - ・ 保護者会や面談
- 等

iii) 土曜日における授業を公開日に設定する際は、月 2 回を上限とする

平成22年1月14日付21教指企第1001号「小・中学校における土曜授業の実施に係る留意点について（通知）」（東京都教育委員会）による

（回数） 土曜における教育課程に位置付けられた授業の実施は、各月2回を上限とする。

- iv) 中学校は、多くの小学校第6学年の児童及び保護者が、中学校選択について考える一学期中の土曜日に、学校説明会を設定する。なお、中学校のブロックで年間の土曜における授業の公開実施日の調整を行う。
- v) 土曜日に実施した授業等の振替休業日は、運動会、学習発表会（文化祭）を1日実施した場合のみ、直近の月曜日を指定できるものとする。
- vi) 祝日に行事や土曜授業を実施しない。

②豊島区立学校の管理運営に関する規則に基づく考え方について

- i) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日以外の休業日として、開校記念日、都民の日が位置付けられている。休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする際、校長は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- ii) 開校記念日、都民の日は、教職員は勤務日である。必要に応じて休暇等の手続きを確実に行う。

(4) 学習の保障について

感染症、台風・降雪等による休業、学級閉鎖、欠席はしているが学習できる子等に対しては、原則、タブレットを活用した家庭学習を提供する。